

軌道運賃料金割引等規則の一部改正する省令案参照条文

○軌道法（大正十年法律第七十六号）（抄）

第十一条 軌道経営者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金（国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ除ク）並運輸速度及度数ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受クヘシ

2 前項ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ定メントスルトキハ国土交通大臣ニ届出ヅベシ

3 国土交通大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ運賃、料金、運輸速度、度数又ハ発著時刻ノ変更ヲ命スルコトヲ得

○軌道法施行規則（大正十二年内務・鉄道省令）（抄）

第二十三条ノ二 軌道法第十一条第一項ノ規定ニ依ル旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金ノ中左ニ掲グルモノノ認可並同条第二項ノ規定ニ依ル届出ノ受理ハ所管地方運輸局長ニ委任ス

一 年間ノ旅客運賃及旅客運輸ニ関スル料金ノ収入額又ハ収入予想額（鉄道事業ヲ兼営スル軌道経営者ニ在リテハ鉄道事業ニ依ル年間ノ旅客運賃及旅客運輸ニ関スル料金ノ収入額又ハ収入予想額ヲ加算シタル金額）三十億円ヲ基準トシテ国土交通大臣ガ告示ヲ定ムル事業者ノ旅客運賃及旅客運輸ニ関スル料金

二 前号ニ掲グルモノノ外、普通旅客運賃、定期旅客運賃其ノ他ノ旅客ニ係ル基本的運賃（軽微ナルモノヲ除ク）ニ係ルモノ以外ノモノ

三 荷物運賃及荷物運輸ニ関スル料金

2・3（略）

○軌道運賃料金割引等規則（昭和六十二年運輸省令第三十号）（抄）

（運賃及び料金の割引又は割増し）

第二条 軌道経営者は、軌道法第十一条第一項の認可を受けた運賃又は料金について、次に掲げる割引又は割増しを行うことができる。この場合には、当該軌道経営者は、あらかじめ、その旨を地方運輸局長に届け出なければならぬ。

一 次に掲げる証票その他の物（以下「証票等」という。）に係る割引であつて、割引率が二割以内のもの

イ 回数乗車券

ロ 運賃及び料金の支払のために使用することができるものとして電磁的方法により記録されている金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下同じ。）に应ずる対価を得て発行する証票等（当該方法により記録される金額に应ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であつて未使用残高が当該方法により記録されるもの

ハ 運賃及び料金の支払のために使用することができるものとして記載されている金額に应ずる対価を得て発行する証票等であつて未使用残高が記載されるもの

二 危険品割増し、貴重品割増し、特殊な貨車又はコンテナを使用して行ふ荷物の運送に係る割増しその他の特殊な取扱い又は設備を必要とする運送に係る割増し

三 軽量品割引、荷主から貨車又はコンテナの提供を受けて行う荷物の運送に係る割引その他の通常の取扱い又は設備を必要としない運送に係る割引

四 第一号又は第三号に掲げるもののほか、当該軌道事業に係る総収入を減少させないと見込まれる範囲内で、適用する期間又は区間その他の条件を定めて行う割引であつて、割引率が五割以内のもの

(届出書)

第三条 前条第一号の割引の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した回数乗車券(証票等)割引届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 割引を行おうとする運賃又は料金の種類

三 割引の方法

四 割引率

2 前条第二号の割増し又は前条第三号の割引の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃割増(割引)届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 割増し又は割引を行おうとする運賃の種類

三 割増し又は割引を適用する範囲

四 割増率又は割引率

五 割増し又は割引を必要とする理由

3 前条第四号の割引の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃料金割引届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 割引を行おうとする運賃又は料金の種類

三 割引率

四 割引を適用する期間又は区間その他の条件

五 割引を必要とする理由

○鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄）

（旅客の運賃及び料金）

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 鉄道運送事業者は、第一項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 (略)

5 国土交通大臣は、第三項の旅客運賃等又は前項の旅客の料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該鉄道運送事業者に対し、期限を定めてその旅客運賃等又は旅客の料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 他の鉄道運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

